

栽培／飼養管理が可能な品目群 (原木きのご類は除く) の検査対象品目及びその対象自治体

		岩手県	宮城県	福島県	栃木県
基準値の 1/2～基準 値の品目	野菜類	-	-	●	-
	果実類	-	-	●	-
	豆類	-	-	●	-
	肉類	-	●	●	-
米		-	-	■	-
大豆		-	-	■	-
そば		■	-	-	-

※飼養管理の影響を大きく受けるため、継続的なモニタリング検査が必要な品目 (乳及び牛肉) の検査は、岩手県、宮城県、福島県、栃木県及び群馬県において実施する。

直近1年間 (平成28年4月1日から平成29年2月29日まで) の結果に基づき分類

- : 基準値の1/2の超過が検出されたもの (基準値超過が検出されたものを除く。)
- : 別添において検査対象となっているもの。
- : 直近1年間の検査結果等に基づいた場合、当該自治体において検査対象として区分されないもの。

栽培／飼養管理が可能な品目群 (原木きのご類は除く。) は、直近3年間の検査結果に基づき、基準値の2分の1を超える放射性セシウムが検出された品目が確認されるなど検査を継続する必要がある自治体を検査対象品目毎に定めています。

また、他の自治体においては、必要に応じて検査を実施することとしています。

本資料への収録日: 平成30年2月28日